

仙台市児童・生徒理科作品展開催要綱

第1条（目的）

この要綱は、児童・生徒が作成した理科作品を展示することにより、児童・生徒の科学する心の高揚と科学的想像力の育成を図るとともに、市民の科学への関心を喚起することを目的に開催する。

第2条（名称）

本作品展は、「仙台市児童・生徒理科作品展」と称し、事務局を科学館に置く。

第3条（主催）

本作品展の主催は、次の団体等をもって構成する。

- (1) 仙台市教育委員会
- (2) 仙台市小学校教育研究会理科研究部会
- (3) 仙台市中学校理科教育研究会

第4条（開催）

本作品展は、仙台市科学館を会場に開催する。

第5条（期間）

秋季休業期間の始まりの直近の土曜日から9日間とする。

第6条（入場料）

本作品展の入場に限り無料とする。

第7条（参加資格および出品部門）

参加資格および出品部門は、次のとおりとする。

1. 参加資格は、仙台市内の各小中学校で選考された作品とする。
2. 出品部門は、研究の部・標本の部・科学工作の部の三部門とし、次に掲げる作品とする。
 - (1) 研究の部 実験・観察・調査をとおした自然科学対象の研究とする。
 - (2) 標本の部 動物・植物の標本、岩石・鉱物・化石の標本とする。
 - (3) 科学工作の部 科学的な原理や機構を使った工作とする。

第8条（表彰）

特に優れた作品には市長賞、優れた作品には教育長賞、教育長賞の基準に満たないが、特に優れた観点をもつ作品には審査員特別賞、その他の作品には部会長賞を贈るものとする。

第9条（審査）

審査は、仙台市教育委員会が委嘱した審査員が「仙台市児童・生徒理科作品展審査要項」に基づき行うものとする。

第10条（出品等）

出品等についての詳細は、「仙台市児童・生徒理科作品展実施要項」に基づき、適切に処理するものとする。

第11条（運営等）

ここに定める以外の運営等については主催者が「仙台市児童・生徒理科作品展事務分掌」に基づき行うものとする。

第12条（その他）

この要綱の実施に関し必要な事項は、主催者が協議の上決定するものとする。

附則

- ・この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- ・この要綱は、平成25年5月21日に一部改正する。
- ・この要綱は、平成30年5月16日に一部改正する。

第 69 回 仙台市児童・生徒理科作品展 実施要項

1 開催期間

令和 5 年 10 月 7 日（土）～10 月 15 日（日）：9 日間

2 部門及び出品点数

(1) 部門

【研究の部】：観察・実験・調査をとおした自然科学対象の研究

【標本の部】：動物・植物の標本，岩石・鉱物・化石の標本

【科学工作の部】：科学的な原理や機構を使った工作

(2) 1 校あたりの出品点数

【小学校】：研究の部 2 点，標本の部 1 点，科学工作の部 1 点

その他に，部門を問わず 2 点まで増やすことができる。最大 6 点まで出品可能。

【中学校】：研究の部 3 点，標本の部 2 点，科学工作の部 2 点

その他に，部門を問わず 4 点まで増やすことができる。最大 11 点まで出品可能。

3 校内選考について

学校内において，複数人により出品作品の有無及び選考を行うこと。理科の領域の研究や標本，科学工作であること。選考の目安として，別紙「出品上の留意点」と別紙「審査規準」を参照すること。

なお，下記のような作品展の趣旨に合わない作品は選出しません。

(例 1) 科学的な根拠が明らかでない作品

- ・人の好みや感覚で結論を出しているもの
- ・人の行動を調べるもの
- ・水や植物などに音楽を聴かせたり，言葉をかけたりして変化を調べるもの
- ・体を鍛え体力のつき具合を調べるもの 等

(例 2) 危険な内容や実験による作品

- ・身体に危険の及ぶ手法，危険な薬品を用いた実験，一般入手できない薬品を用いた実験等

(例 3) 法や条例等により規制された内容や実験による作品

- ・硬貨の変形実験（溶かす・きれいにする・削る）等 ※貨幣損傷等取締法第 2 項に抵触

(例 4) Web や図書，インタビュー等による調べ学習のみの作品

(例 5) 参考図書や Web 上で紹介されている既存の研究を追試しただけの作品

(例 6) 既存のキットを組み立てただけの作品やキットの一部を作り替えただけの作品

(例 7) ソフトウェア制作などのプログラミングのみの作品や既存のソフトウェア主体の作品

(例 8) 国定・国定公園特別保護地区やその他採集禁止区域等から採集した作品

(例 9) 絶滅危惧種等への配慮のない標本 例：ヒメギフチョウを大量に集めた標本等

4 出品申し込みについて

(1) 申し込み：出品目録（エクセルファイル）に必要事項を入力し，期限までに提出する。

市立小・中学校は C4th の文書回答により提出する。国・県・私立小・中学校は，下記アドレスに E メールで送信する。出品しない場合も，その旨を送信する。期日に遅れた場合は申し込みを受け付けない。

(2) 締め切り：8 月 31 日（木）12：00（小・中学校共通）

(3) 登録：学校長の職印を押印した出品目録原本（紙）を作品搬入時に提出する。出品目録は提出したエクセルファイルを印刷したものに限る。なお，出品しない場合は，学校長の職印を押印した出品目録（紙）を巡回郵便等で提出すること。

(4) その他：出品目録（エクセルファイル）は，8 月中旬に科学館ホームページと C4th で配信する。また，パスワード等の出品詳細についても同時期に文書にて周知する。

理科作品展 問合せ用メールアドレス【6 月 20 日（火）より運用予定）】

rikasaku2023@kagakukan.sendai-c.ed.jp

5 搬入・搬出

(1) 搬入

- ①日時 中学校（学校番号奇数） : 9月5日（火） 15:00～15:45
中学校（学校番号偶数, 国県私立） : 9月5日（火） 15:45～16:30
- 小学校（学校番号 1～44） : 9月6日（水） 14:30～15:10
小学校（学校番号 45～88） : 9月6日（水） 15:10～15:50
小学校（学校番号 89～128, 国県私立） : 9月6日（水） 15:50～16:30

②場所 仙台市科学館2階特別展示室（小中学校共通）

- ③留意点・学校長の職印が押印された『出品目録』を持参すること。
・必要事項を記入した各作品の『出品票』を持参すること。
・展示場所や展示方法、不備にともなう再搬入等については、展示係の指示に従うこと。

(2) 搬出

- ①日時 10月17日（火） 15:00～16:30（小学校）
10月18日（水） 15:00～16:30（中学校）
- ②場所 仙台市科学館2階特別展示室（小中学校共通）
- ③留意点 ・係立会のもと出品目録控と出展作品を照合し、間違いのないよう搬出すること。
・別室で賞状を受け取ること、また、その際、内容及び枚数を確認すること。

6 審査日程および審査員

(1) 日程

- 一次審査 小学校 … 9月22日（金） 14:30～16:45
中学校 … 9月13日（水） 14:30～16:45
- 二次審査 小学校 … 9月27日（水） 9:00～16:45
中学校 … 9月28日（木） 9:00～16:45

(2) 審査員

- 一次審査：小中学校理科研究会会員
二次審査：学識経験者, 小中学校理科研究会会員, 科学館職員

- ・小中学校理科研究会会員からの審査員の選出について、講師（常勤・非常勤）はあてない。
・今年度の中学校理科研究会の一次審査員は、理科研究会会員名簿記載の学校番号奇数校に割り当てる。

7 表彰および審査結果発表

(1) 表彰：以下の賞を決定し、各賞に賞状を贈呈する。

- 「市長賞」：教育長賞のうち、特に優れている作品
「教育長賞」：部会長賞のうち、多くの観点で基準を満たし、優れている作品
「審査員特別賞」：教育長賞の基準に満たないが、特に優れた観点を有する作品
「部会長賞」：各学校を代表するに値する作品

(2) 結果発表

- ①各学校に対しては、作品展開催前にC4th等にて審査結果を通知する。
【10月4日（水）予定】
- ②一般に対しては、作品展開催前日に科学館HPページにて審査結果を公開する。
【10月6日（金）16時 予定】
- ③出品者への賞状授与は、各学校で行う。

8 出品にあたって提出するもの（※詳細は別紙「仙台市児童・生徒理科作品展 出品上の留意点」を参照）

【研究の部】

- (1) 研究レポート
- (2) 研究の概要（アブストラクト） ※審査の対象外とする。
 - ・模造紙半分大（縦約 78cm×横 55cm）横書きで、研究の要点を簡潔に分かりやすくまとめたもの。

【標本の部】

- (1) 植物・動物・岩石鉱物・化石のいずれかの標本作品
 - ・必ず、当該年度に採集または標本化した資料を含むこと。
- (2) 標本リスト
- (3) 製作レポート

【科学工作の部】

- (1) 科学工作作品
 - ・継続して安定した動作が保たれた作品であること。
- (2) 操作説明書
- (3) 製作レポート
- (4) 作品ケースまたはカバー

9 表記について

(1) 氏名の表記

- ①出品にあたり、出品目録（エクセルファイル）への入力および印刷物の出力表記は JIS 第 1 水準までの常用・人名漢字表記とする。
- ②児童生徒がレポート等に表記する氏名及び出品票の表記は普段使っている表記（常用漢字以外）でも可とする。
- ③上記について出品者・保護者等に別紙の「同意書」で了承を得る。
- ④氏名については、低学年児童がひらがなで書くこともあるため、必ずしもすべての表記を統一する必要はない。出品目録は、学籍名簿のとおりに記載する。（R5 年より変更）

(2) 表記の統一

児童生徒が作成した「研究レポート」、「研究の概要」等の出品物に記されている作品名の表記（文言と仮名遣い、記号）を全て統一すること。また、搬入時に提出する「出品票」においても表記を統一すること。

10 各校における指導・助言について

(1) 先生方の適切な指導・助言をお願いします。

児童・生徒が独自の力で作品づくりに取り組むことは重要なことです。しかし、先生方の適切な指導・助言により、児童・生徒の科学的な探究心は更に高揚し、科学的なものの見方や考え方、表現力など、理科の学習で身に付けたスキルが向上します。

「児童・生徒の独自の力」で作られた自主性の高い作品となりますよう、野外の観察の留意点や器具・薬品の取り扱いなども含め、事前の指導・助言をお願いします。

(2) 安全な調査・研究について事前指導をお願いします。

野外での調査や研究においては保護者の方等に必ず同行してもらうなど、児童・生徒の研究や採集について安全に配慮して取り組めるよう次の点について指導をお願いします。

- ・ 野外調査や採集の際には必ず保護者と一緒に行くこと。
- ・ 震災瓦礫や立ち入り禁止箇所には立ち入らないこと。
- ・ 地割れや崖崩れの跡には近づかないこと。
- ・ 地震のゆれを感じたら崖のそばから離れ、避難すること。

以上のほか、各学校区の地域や状況により安全に関する約束事項を定め、安全に関する事前指導を徹底してください。

(3) 立入禁止や採集禁止区域、私有地への無断侵入等のないよう指導をお願いします。

- ・ 国定公園・国立公園，自然環境保全地域・緑地環境保全地域において，自然環境保全条例により定められた保全する動植物種を採集することのないよう指導をお願いします。

(4) 著作権・商標権，引用した文献等の内容確認をお願いします。

参考にした文献や図書，Web ページのアドレスなどを確認し，必ずレポート等に明示するよう指導をお願いします。

参考図書等をそのまま利用した研究や工作は一見整った作品に見えますが，独自性に欠け，『研究の動機』や『ねらい』，『仮説』，『試行錯誤』など，科学的な作品づくりを進める上で重要な要素が希薄になります。初めは参考資料どおりの実験や工作を行ったとしても，研究する過程において見出した『新たな疑問』や，『自分なりに工夫した点』などを盛り込み構成を修正することで，上記の要素が明らかになり独自性を重視した作品に生まれ変わります。参考資料どおりの実験や工作になっていないか，選考時に十分に確認してください。

また，他の作品や論文，商品等の権利を侵害していないか，確認をしてください。キャラクターが使用されているもの，商品名を使用したもの，著作権にある楽曲を使用したものなどは確認が必要です。

11 その他

(1) 出品物の管理について

出品物の汚損，紛失について，科学館では責任を負いかねるので，とくに貴重なもの，高価なものについての出品・展示は事前に科学館へ相談すること。

(2) 搬入・搬出の際の作品の取り扱いについて

搬入・搬出の際は，作品が破損しないように十分に気を付けること。また搬出後は，すみやかに児童・生徒に作品を返却すること。

(3) 協同研究について

複数人での協同研究も出品することができる。出品するレポート等は，1つにまとめ，全員の氏名を記載すること。